消費生活メモ

消費生活相談室　TEL72-1111 内線329

懸賞金が当たったはずが・・・

▼携帯電話に、出会い系や懸賞のサイトから数千万円の懸賞金が当たったというメールが届き、懸賞金を受け取るために必要といってお金を支払わせる手口が増えています。

▼主な流れは、当選のメールの後に、懸賞金を受け取るために業者とメールの交換をさせます。そのメールは、サイト内のメールを使用するため、利用料のポイントを購入させます。一度ポイントを購入しても懸賞金はもらえず、業者の指示に従ってメールの交換だけが続き、ポイントが無くなると懸賞金をもらうためにポイントを追加購入させられてしまいます。

▼途中で断ろうとすると「いま止めたらもったいない」「メールの代金は負担する」などと言われ引き止められます。懸賞金の支払いの話になると「銀行が混んでいて振込めない」「有効期限が切れたので支払えない」などを理由に、結局、懸賞金はもらえずメール利用料の多額の金額が残ることとなります。

▼業者は、サイトのメールを利用させることで、やり取りの内容が残らず、所在も分からないようにします。このため、支払ったお金を取り戻すことは困難です。

▼もし、応募をしていない懸賞金の当選メールが届いても無視をしてください。また、このような業者には、個人情報、口座やクレジットカードの情報等は伝えない、お金は絶対に支払わないようにしてください。

健康カレンダー

問合せ　健康センター　TEL72-7176

6月10日～7月9日

日	曜	行事	時間	会場
6月				
10	火	3歳児健診	受付13:00～13:20	健康センター
11	水	乳児健診(6～7か月児)	受付13:00～13:20	〃
16	月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	〃
18	水	1歳6～7か月児健診	受付13:00～13:20	〃
19	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
24	火	5～6歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
25	水	健康クッキング教室	9:30～13:00	〃
26	木	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
7月				
7	月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
9	水	3歳児健診	受付13:00～13:20	〃

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介。
（トップページ）→（くらしの情報）
→（その他・子どもカレンダー）

国民年金

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL0570-05-1165
（年金を受給している方）
TEL0570-07-1165

国民年金保険料の納付が困難なときは 保険料免除制度 があります！

▶経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

※所得の低い20歳以上30歳未満の方は、申請により保険料の納付が後払いにできる「若年者納付猶予制度」をご利用ください。

※学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。

※学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

■全額免除制度

保険料の全額（14,410円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が3分の1として計算されます。

【全額免除となる所得のめやす】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

■一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（3,600円）　→　年金額1/2
- 半額納付（7,210円）　→　年金額2/3
- 4分の3納付（10,810円）　→　年金額5/6

【一部納付となる所得のめやす】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付
  →78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 半額納付
  →118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 4分の3納付
  →158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※保険料免除制度の審査にあたっては、申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

保険料の納め忘れにご注意ください！

免除が認められても、「全額免除」以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。また、保険料の免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなるため、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。

■問合せ　市民健康課国民年金係（TEL72-1111　内線144・145）

人のうごき

平成20年5月1日現在

男性 11,393人（－3）

女性 13,375人（＋2）

合計 24,768人（－1）

世帯 11,197世帯（+59）

（　）内は前月との比較

うぶごえ・おくやみ

4月16日～5月15日届出分

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。（敬称略）

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
髙橋 侑衣（ゆい）	豊和	山手町
茅野 真琴（まこと）	清孝	桜山東町
大江 虹美（ななみ）	武史	岩戸町
永手 紗織（さおり）	康平	高見町
原田 爽生（さみ）	勇生	平田町
松﨑 春（はる）	知幸	下松町
茅野 莉愛（りあ）	伸也	茅野町
大工園 優磨（ゆうま）	稔	宮前町

（4月14日届出分）

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
上山 喜太郎	84	立神北町
下木原 久男	68	栄本町
福元 時義	95	白沢東町
松尾 フヂミ	85	高見町
茶園 アチエ	96	中町
牛山 秀志	86	中央町
中原 秀雄	92	国見町
大園 時盛	88	田布川町
久木田 忠明	72	寿町
神園 フヂエ	85	千代田町
東山 ムツミ	105	金山町
中村 不二男	75	中央町
赤木 由亥	97	金山町
田畑 ナミ	87	高見町

■先月号のうぶごえ欄で、正しくは「大工園優磨」くんのところを誤って「優磨」くんと掲載していました。また、保護者の名前も誤っており、正しくは「稔」さんです。ご家族の方、関係者の方に多大なご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。お詫びして訂正いたします。

キョードーへの扉

市民協働だより No.4

■市では、昨年「市民協働指針」を策定しましたが、聞き慣れない「市民協働」という言葉をもっと市民に知っていただくために、まちづくり、地域づくりのために役割と責任を持った活動を行っている団体等のほか、市民協働に関する取り組みなどを、このコーナーで紹介しています。

「ボランティア登録制度」ご利用ください

市では、市民の皆さんが市の様々な催しや事業において参加や協力していただけるように、「ふるさと案内」「スポーツ」「交通安全」など9つのボランティア登録制度を設けています。

「空いた時間を誰かのために役立てたい」「仕事や趣味で培った特技や経験をいかしたい」または「興味のあるもので仲間をつくりたい」というような方は、ぜひ、ご参加ください。

問合せ　環境生活課市民協働係 TEL72-1111 内線460

誰でもできる「市立図書館ボランティア」募集します！

これまでの内容を見直し、高校生以上の方なら誰でも気軽に参加できるボランティアの内容となりました。

本の整理や修理、利用案内のチラシやパンフレットの作成、館内の飾りつけや花の手入れなどの活動を、市立図書館の開館時間内（午前9時30分～午後6時）の自分の都合のよい時間にできます。また、絵本の読み聞かせなど来館者とふれあえる活動もできます。

問合せ・申込み　文化課図書館係　TEL72-9254